

## 第2次地球温暖化対策地方公共団体実行計画区域施策編の策定について

### 1 地球温暖化対策地方公共団体実行計画区域施策編（新うみねこプラン）

#### (1) 計画の役割等

- ・ 八戸市環境基本計画の地球環境保全推進計画として策定
- ・ 区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出削減等のための総合的な計画（地方公共団体の区域全体の温室効果ガス排出削減計画）

#### (2) 計画期間

当初計画	平成 22 年度	～	平成 26 年度
第 1 回延長	〃	～	平成 29 年度
第 2 回延長	〃	～	令和 2 年度
第 3 回延長	〃	～	令和 4 年度

### 2 第2次計画の策定

#### (1) 背景（地球温暖化対策の推進に関する法律の改正）

- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行（令和 4 年 4 月 1 日）
- ・ 国が令和 2 年 10 月に宣言した「2050 年カーボンニュートラル」を基本理念として法に位置づけ。

#### 【二酸化炭素削減目標（現行計画と国の目標の比較）】

	現行計画（新うみねこプラン）の目標			国の目標	
	※二酸化炭素			※温室効果ガス	
	年 度	目 標	排 出 量 (万 t-CO2)	年 度	目 標
基準年度	2007		419.9	2013	
短期目標	2014	△5.2%	398.1	-	-
中期目標	2020	△25.0%	314.9	2030	△46.0%
長期目標	2050	△60.0%	168.0	2050	実質的排出量ゼロ

- ・ 区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量削減のための施策（以下の 4 つの事項）に係る目標を定めることが新たに規定された。

- ①再エネの利用促進
- ②事業者・住民の削減活動促進
- ③地域環境の整備及び改善
- ④循環型社会の形成

#### (2) 審議内容

法改正の内容等を踏まえた第2次計画を策定するため、二酸化炭素削減目標や削減に向けた取り組み、計画期間等についてご審議いただきたい。

### 3 第2次計画策定に係る今後の予定（案）

第3次八戸市環境基本計画の審議と並行して進めることとしたい。